

1 . 韓国の品種保護制度について

第1 韓国における品種登録制度のあらまし

1 背景と歴史

1998年初頭に新たに施行された種子産業法では、新品種育成者の権利を法的に保護するために植物新品種保護制度を採択した。

これまで、韓国の特許法では無性繁殖植物を対象に新品種に対して特許を認めているが、植物の特性上、特許要件を満たしにくく、実質的な品種保護が成り立っていなかった。

種子産業法では、新品種育成者の権利を法的に保障するために、特別法形態の植物新品種保護制度を採択した。

更に、韓国は2002年1月にU P O Vの91年条約に加盟し、その結果、今後2012年までにすべての作物を保護対象にする義務がある。

2 植物新品種保護制度のあらまし

(1) 植物新品種保護制度の意義

植物新品種育成者の権利を保護することにより、優秀品種の育成及び優良種子の普及を促進して、農業生産性の増大と農民所得を増大することである。

新品種開発には長い時間と技術及び労働力が必要となっており多くの費用が投入される。新しい品種が育成・開発されて一般国民に公開されれば、時として他人によって容易に複製・再生産され、新品種を開発した育成者の投資に対する適切な補償の機会を剥奪することで開発意欲を喪失するようになる。

品種保護制度は、育成者にとって、他人が育成者の許諾なく新品種の商業化ができないように規制する。これによって品種保護権は、育成者に開発費用を回収して育種投資から利益を収めることができる機会を与えるようになる。品種保護権に対する法的保護がなければ育成者はいずれ新品種育成に対する開発費用を全然負担しない者(free rider)の権利侵害すなわち新品種の商業化を阻むことができなくなる。育成者に新品種育成に対する利益を付与することで、品種保護権は、国内的には新品種に対する投資と努力を誘導する。

国際的には、特定国家に品種に対する法的な保護がなければ外国の育成者たちはその国家に新品種を販売することを敬遠するようになり、その国家は外国から新品種の導入が難しくなる。その結果、栽培農民は消費者の要求に応じる多様な作目選定のための外国からの品種購入が不可能になる。結論的には、植物新品種保護制度は植物育成者だけでなく、一般的に栽培農民はもちろん消費者にも恩恵を与えるようになる。

(2) 品種保護対象作物

品種保護対象作物は、2004年12月時点で155作物であり、2006年3月時点でも同様である。

UPOV91年条約には、加入後10年以内にすべての作物に保護対象を拡大する必要がある旨定められており、それに応じて韓国政府は、作物別国際競争力や農家に及ぶ影響などを考慮して保護対象作物を選定している。拡大計画によると、2006年に

31 作物、2008 年に 24 作物、2009 年にすべての作物を保護対象作物とするとして
いるが、若干遅れ気味である。

(3) 品種保護要件

ある品種が品種として保護を受けるためには、新品種として決まった要件を満たさなければならない。その要件は、新規性、区別性、均一性、安定性であり、更に固有の一つの品種名称を付けなければならない。

(4) 居住者以外のための品種保護代理人

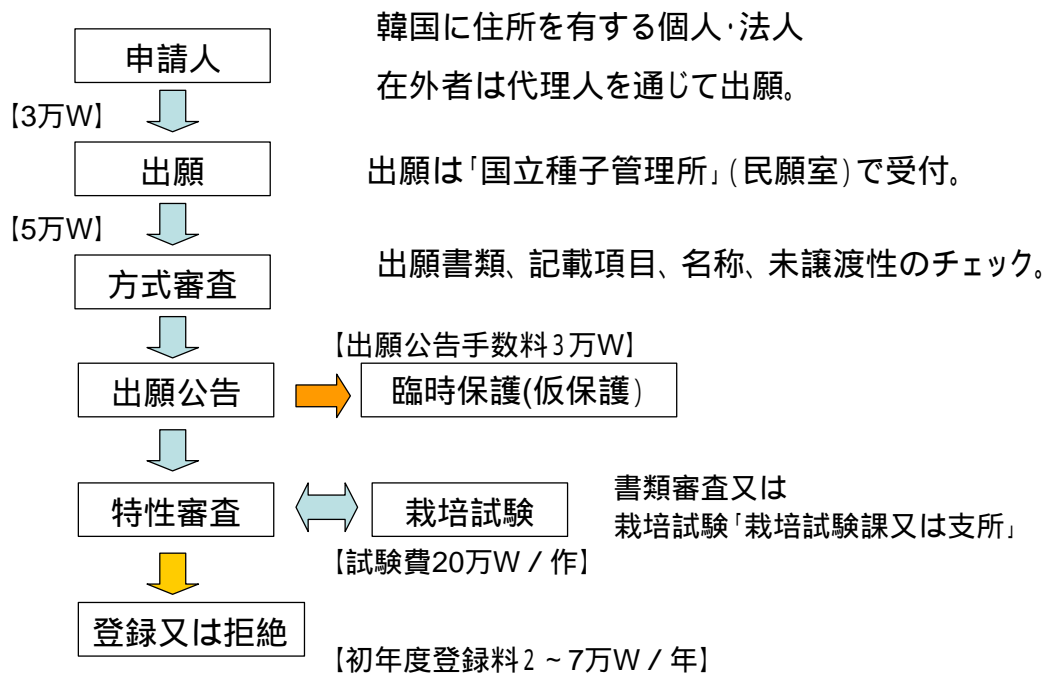
韓国内に居住地も職場も持たない外国人については、韓国内に住所または職場を持つ代理人を通じて植物品種保護に関する権利を出願して登録する。

(5) 韓国の新品種保護の当局

農林部国立種子管理所が行う。

(6) 出願から登録までの手続きの流れ

出願・登録等の流れ



(7) 期間

品種登録時の審査期間は、栄養繁殖植物は1.5年、他は2年である。

出願公開については、受付後1~2ヶ月で公表している。

(8) 費用(出願・審査・登録料)

出願料(3万ウォン)、書類審査料(5万ウォン)、出願公告料(3万ウォン)、
栽培審査料(20万ウォン/作)

登録料 1~5年(2~7万ウォン/年) 21~25年(15.1万~50.6万ウォン/年)

計 初年度登録までの合計 53万~58万ウォン(5.3万~5.8万円)

(注) 1ウォン0.1円、栽培2作の場合

(9) 権利取得の状況

近年の出願登録の状況

	出願数	構成比%	登録数	構成比%
食糧作物	325	26.8	253	76.4
野菜	166	13.7	38	11.5
果樹	75	6.2	28	8.5
花卉	552	45.5	9	2.7
飼料作物	4	0.3	1	0.3
特用作物	88	7.3	2	0.6
きのこ	3	0.2	0	0
計	1213	100	331	100

資料: 国立種子管理所 (2004年12月31日現在)

(10) 権利の内容

品種保護権の保持者は、保護品種の商業的、工業的利用の独占的権利を持つ。

また、当該品種の収穫物や収穫物に直接由来する生産物の利用の独占的権利を持つ。

ただし、品種保護権は、保護品種の自家消費及び非商業的目的の利用、保護品種の試験研究目的の利用、及び他品種育種目的の利用には効果が及ばない。

品種保護権は、登録後 20 年目の年末に効力を失う。樹木及び果樹は 25 年目の年末に効力を失う。

(11) 関連する制度

韓国には、品種保護制度の外に多様な制度が存在するので、そのうち主要な制度について説明する。

国家品種目録登載制度

栽培利用上の経済的価値が一定の水準以上であるもののみが生産、販売されるように性能を管理することで、安定的な農業生産を期して栽培農家を保護するための制度である。

稲、麦、豆、とうもろこし、ばれいしょの品種の性能を判定し品種目録に登載する。

上記 5 作物の種子を販売する場合には、品種目録に登載されなければならない。また、品種目録に登載された種子を生産しようとする場合、品種保護された品

種に対しては品種保護権者または専用実施権者の許諾を得なければならない。
(F1 親品種の利用、試験研究用、委託生産、輸出専用等の場合を除く。)

国家品種目録に登載予定の作物種子を輸入または輸出しようとする者は、農林大臣に届け出なければならない。

登載手続きは、品種名称と特性を記録した申請書、種子資料、写真を提出し、栽培試験による審査を経て登載する。

申請に3万ウォン、書類審査料として5万ウォン、栽培試験として20万ウォン/作の費用を要する。

生産、輸入販売申告制度

品種保護権設定品種、国家品種目録登載品種以外のすべての種子を対象に、生産又は輸入して販売する場合には、品種名称と種子試料を添付して申告しなければならない。

申告品種は他人の保護品種であってはならない。

申告手数料は3万ウォンである。

無申告品種の種子を生産、輸入販売した場合は、1年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金が課せられる。

種子業登録制度

種子業(業として種子の生産販売)をしようとする者は、種子管理士1名以上を確保し、一定の施設を整備して、市道知事に登録しなければならない。

第2 品種登録制度の手続き

1 品種登録を受けられる者

韓国に住所を有する個人及び法人。

在外者は品種代理人を通じてのみ出願し登録を受けられる。

2 保護対象植物

巻末資料を参照

3 品種登録の要件

(1) 要件

新規性、区別性、均一性、安定性と適切な品種名称であること。新規性とは、日本における未譲渡性のことであり、全体として日本における要件と類似している。

(2) 保護対象植物拡大の経過措置について

日本の育成者が懸念している、「既存品種であっても、当該植物の保護対象拡大初年度は、1年以内なら登録申請が可能であるが、それ以前に導入・栽培されてしまっているものについては、農家の自家増殖分に育成者権が及ばない」ということについては、「扱いは2ケースに分かれ、種子産業法施行以前の古い品種 “Known-variety” と施行後の新しい品種 “Novelty” の間で取り扱いが異なり、後者については品種保護権が保証され、種子産業法第169条第2項により侵害罪の罰

則規定が設けられている。」と考えられる。

出願公開日前に植えた植物体から得られた収穫物(例えばバラ)を販売する場合は、侵害ではない。種子自体を公開日以降に播種したり、植えたり、生産する場合は、侵害に該当する。(種子産業法13条の2第3項の解釈として)

詳しくは、後記9(1)を参照。

4 本人出願か代理人出願か

(1) 要件

国内に住所を有する個人又は法人は本人が出願できる。したがって、日本の法人も韓国内に子会社を設立して、その子会社が代理人を付けずに出願している。

種子産業法3条によって、在外者は品種保護代理人を通じてのみ出願できる旨定められている。

(2) 代理人資格について

その資格は法定されていない。現在韓国内で従事している代理人は10人以下である。韓国人は代理人を使用していない。代理人が不要となるような法改正の予定はない。

(3) 実情(外国法人の代理人制度について)

今回調査に応じてくれた2社とも代理人を使わずに直接やっている。取り扱い品種が多いので、代理人を使うと経費がかさみすぎる(3000\$/件)からである。TAKO社は単価が下がっても自前でやる。Semi LITE社はリーズナブルな単価なら社員負担軽減のために代理人を使うこともあり得るとしている。

しかし2社とも、本当に大変なのは、その前の技術的な検討と判断であって、出願書類の記載そのものは慣れれば大したことではないとし、自前の専任スタッフが次々とこなしている。TAKO社では専務取締役が専任で、1人で年間150件を処理している。Semi LITE社も専任者が担当しているという。

代理人が必要なのは、地方企業や個人育種家の場合との認識である。

日本の法人も韓国内に子会社を設立して、その子会社が代理人を付けずに出願している。

(4) 代理店の実情

TAKO社の営業品種について

- ・バラ 220品種 出願中 35品種
- ・菊 115品種
- ・ガーベラ 0品種 出願準備中5品種

TAKO社(多幸園芸(株))のバラ品種選定農場〔忠清北道真川郡利月面三龍里686〕を視察した。

ソウルから高速道路で南に約50km。車で順調に行って1時間半の距離である。

同社の農場は、1500坪のガラス温室に約600品種・系統のバラを試験栽培。ベンチで養液栽培している。

当農場にはドイツ・フランス・オランダを中心に約600のバラ品種・系統を試験栽培し、韓国内での栽培難易性と併せ、売れそうなものを選定し、登録申請する。

バラ品種の流行サイクルは3年程度（日本は5年程度）であり、600品種・系統の中で、韓国で品種登録し、更にヒットするのは、ほんの数品種である。

韓国内には、海外種苗企業の代理店が4社であり、内3社はそれぞれ1社と契約。TAKO社は6社と契約している。

Seminis Korea社（13(4) 参照）

Nongwoo Bio Co.LTD（農友バイオ株）（13(4) 参照）

（5）代理人に依頼する方法

代理人となりうる会社や個人を探し、そこに直接申し込む方法と、日本の代理人を通じて韓国の代理人と契約する方法の2つがある。問題は、単に出願して登録するのみではなくて、その後の栽培者との契約の締結並びにその後の管理を委託を任せられる信頼しうる会社や個人を見いだすことである。

5 出願に必要な証明書等（育成者以外による出願等特別な条件下による場合）

（1）代理人による出願

出願者が、下記の事項などを記載した出願書に品種の種子試料及び写真を添付して農林部長官に提出する。農林部長官は、出願書の出願品種が品種保護対象作物にあたる場合には、出願書を受け付けなければならない。その日が出願日になる。

記

出願人名称と住所、 代理人関連事項、 育成者名と住所
品種が属する作物の学名と一般名称
品種名称品種の特性説明と品種育成過程説明
品種写真、試料
品種保護の出願手数料の納付証明書
優先権主張に関する事項

【品種の特性の特性説明と育成過程説明の記載】

品種保護出願対象品種の特性及び他の品種と明確に区別される特性、品種保護出願対象品種の育成経過図表、育成系統図、品種保護出願対象品種の栽培上留意事項を記載する。

（2）優先権の主張

ある国に品種保護出願した者がその品種保護出願した品種と同じ品種を1年以内に品種保護出願する場合に、品種保護出願日の適用において最初の出願日を出願日と認めることを優先権と言い、このような主張を優先権主張と言う。優先権を主張しようとする者は最初の出願日の翌日から1年以内に品種保護出願をしなければ優先権を主張することができない。

（3）登録申請の際の品種（種子）の寄託について

これはDUS試験用と登録後の保存のために行っている。

国内外から寄託種子量が多過ぎるとの批判があり、種子管理所としても減らすようにしている。「中小企業の場合など、量を確保し難い事情のあることは理解するので、

相談して欲しい、全体として検討する」との回答を当局から得た。

6 特性表

標準品種は、一部の主力作物以外は、まだ設定されていない。「韓日中で共通の標準品種を早く作りたい」との回答を当局から得た。

既存品種の特性値は、公表していない。

7 出願審査

出願公開後、出願品種が品種保護要件を備えているかを審査官が審査する。

農林部長官は、出願書が種子産業法で定めた方式に則している時には品種保護出願登録簿に登録して、出願日・品種名称など出願内容を「品種保護公報」に載せて出願公開をする。

情報提供制度とは、出願公開された時に、誰でも、出願品種が品種保護要件を満たしていないとか、品種保護を受けることができる権利能力がないことを理由に品種保護されないという趣旨の情報を、証拠と一緒に、農林部長官に提供することができる制度である。

臨時保護権の発生（後記 12(2)参照）

審査官は、出願公開された出願品種が品種保護要件を満たしているかを判定する。新品種が新規性があるかどうかについて書面審査をして、新規性が認められる時には、栽培試験を通じて区別性、均一性、安定性に対する判定をする。

また審査官が必要と認める時には、育成者の育成圃場で出願品種を審査する現地審査制度を活用することができる。

審査の結果、拒絶理由が発見されない場合、出願公告決定がなされ、決定後に 2 ヶ月間の出願公告があり、この期間中に異議申立てが可能である。

8 方式審査

方式審査とは、品種保護出願を受け付けた後、書類が法令で定めた所定の要件を取り揃えているか審査することを言う。審査の結果、当該書類が法令に定めた方式に則していないとか、品種保護料または手数料を納めない場合には、補正を命ずるか不受理処分をする。

9 書類審査

書類審査は方式審査とは違い、出願が品種保護要件を満たしているかどうかについて、審査官の実質的な審査の最初の段階を言う。新規性及び品種名称の具備要件に対する審査がこれにあたる。

(1) 新規性の審査

品種の新規性とは、今までに知られていない新しい品種を言う。当該品種が品種保護出願をする以前に、韓国では1年、外国では4年以上(果樹及び林木の場合には6年以上)、当該種子または収穫物の利用を目的に譲り渡しがされていない場合にあつては、品種は新規性があるものと見る。

日本の未譲渡性に該当する。

既知の品種のうち、出願の際に新規性があることになる品種に関して、法第 13 条の 2 が規定されている。

第 13 条の 2 (既知の品種に関する品種保護)

第 1 1 条の規定によって農林部令で品種保護を受けることができる作物の属または種を決める時点において、既知の品種として、次の各号の 1 に該当するものに対しは、その品種保護を受けうる作物の属または種が決められた日から 1 年以内に品種保護出願をした場合、第 13 条第 1 項の規定にかかわらず新規性があるものとみなし、この法による品種保護を受けることができる。 <改正 2005.8.4>

1. 以前の主要農作物種子法第 2 条の規定による優良種子の品種
2. 山林資源の造成及び管理に関する法律第 18 条第 1 項の規定によって登録になっている品種
3. 外国で品種保護権が設定登録された品種
4. 育成者及び最初に流通させた者に対する証拠がある品種

第 1 項の規定によって品種保護を受けた品種に対する品種保護権の存続期間は、次の各号に該当する日から起算する。ただし、当該品種が次の各号の 2 以上に該当する場合には、最も早い日から起算する。

1. 第 1 項第 1 号の規定による品種である場合には、以前の主要農作物種子法によって優良種子の品種であると決まった日
2. 第 1 項第 2 号の規定による品種である場合には、その品種の登録日
3. 第 1 項第 3 号の規定による品種である場合には、その品種保護権の設定登録日
4. 第 1 項第 4 号の規定による品種である場合には、その最初に流通させた日 第 1 項各号の 1 に該当する品種として第 55 条第 1 項の規定によって設定登録された品種保護権は、当該品種保護出願先日に行われた実施に対しては、その効力が及ばない。 <改正 2003.12.11>

第 1 項の規定によって品種保護を受けた場合、その品種保護出願日以前に国内でその保護品種の実施事業をしている者またはその実施事業の準備をしている者は、その実施または準備をしている事業の目的の範囲の中でその品種保護権に対する通常実施権を持つ。この場合、通常実施権を持った者は、品種保護権者に相当の対価を支給しなければならない。 <改正 2003.12.11>

第 75 条第 2 項の規定は、第 4 項の規定による通常実施権に関して、これを準用する。

[本条新設 1999.1.21]

1) 例外として新規性があるとされる品種

これは、出願の際に、新規性喪失とされ得る品種に対する例外認定の規定である。

すなわち、

品種保護を受けられる作物の属または種を定める時点における既知の品種であっても、次の各号の1に該当するものについては、その品種保護を受けられる作物の属または種が定められた日から1年以内に品種保護出願をした場合は、第13条第1項の規定にかかわらず、新規性があるものと見なし、この法による品種保護を受けることができるとする。

1. 従来「主要農作物種子法」第2条の規定による優良種子の品種
2. 「山林資源の造成及び管理に関する法律」第18条第1項の規定によって登録されている品種
3. 外国で品種保護権が設定登録されている品種
4. 育成者及び最初に流通させた者に対する証拠がある品種

2) その場合の品種保護権の起算点

新規性喪失に対する例外が認められて登録された品種保護権の存続期間の起算点は、次の通りである。ただし、当該品種が次の各事項のうち2つ以上に該当する場合には、最も早い日を起算点とする。

1. 第1項第1号の規定による品種である場合には、従来「主要農作物種子法」によって優良種子の品種に決定された日
2. 第1項第2号の規定による品種である場合には、その品種の登録日
3. 第1項第3号の規定による品種である場合には、その品種保護権の設定登録日
4. 第1項第4号の規定による品種である場合には、その最初の流通日

3) 例外が認められて登録された品種保護権の効力が及ばない範囲

新規性喪失に対する例外が認められて登録された品種保護権は、当該品種の出願公開日前に行われた実施に対してはその効力が及ばないとされている。

第1項の規定によって品種保護を受けた場合、その品種の出願公開日前に国内でその保護品種の実施事業をしている者またはその実施事業の準備をしている者は、その実施または準備をしている事業の目的の範囲内でその品種保護権に対する通常実施権を有する。この場合、通常実施権を有する者は品種保護権者に相当の対価を支払わなければならないとされている。

(2) 名称審査

品種保護を受けるために出願する品種は(他の品種と識別するため)一つの固有の品種名称を有さなければならない。これには品種名称登録出願番号が別途付与される。拒絶理由がある場合は、名称を変更することができる。法第109条は、品種名称登録の要件を定めていること、数字のみからなるものでないこと、他の品種と類似しており誤認や混同を生じさせる恐れがないこと、当該品種の原産地を誤認または混同する恐れがないこと、商標法による登録出願中であつたり登録された銘柄と誤認または混同する恐れがないこと、などが定められている。

10 栽培審査

(1) 仕組みのあらまし

品種保護出願された品種が区別性、均一性及び安定性を具備しているのか、その可

否に対する評価(DUS-Test)は、審査官が栽培試験結果をもとに判断する。審査官が書類審査の後、栽培審査をしようとする時には、審査計画を樹立して栽培試験方法を決めなければならない。

栽培試験には、種子管理所特性検定圃場で実施する国家栽培試験、出願者の圃場で審査官が直接現地訪問して調査する現地試験及び作物の試験研究機関または大学などに試験を委託する委託試験に区分される。

(2) 区別性・均一性・安定性

新規性審査後に、栽培試験を通して区別性、均一性、安定性が具備されているか否かを審査する。

区別性：一般人に知られている品種と一つ以上の特性が明確に区別されること。
一般人に知られている品種とは、流通されている品種、保護品種、品種目録に登載されている品種、農林部令が定める種子産業に関する協会に登録されている品種である。

均一性：品種の本質的特性が、その品種の繁殖方法上予想される変異を考慮した状態で十分に均一であること。

安定性：品種の本質的特性が反復的増殖後にもその品種の本質的特性が変わらない場合、安定性を有するものとみなす。

(3) 日本側試験のデータの取扱い

日本での登録審査時の試験データを韓国での登録審査時に考慮することについては、現在、両国で基準の共通化検討のための調査に入ったところであり、もう少し時間がかかる。米、バラ、ハクサイについて調整を始めている。

11 拒絶理由の通知及び拒絶査定

(1) 拒絶理由

拒絶理由の主たるものは以下のとおりである。

在外者が品種保護代理人によらなくて出願した場合

出願品種が品種保護を受けることができる作物の属または種に属しない場合

出願品種が品種保護の要件を取り揃えることができなかつた場合

出願人が育成者または彼の承継人ではない場合

在外者の中で外国人として品種保護を受けることができる権利を享受することができない者が出願した場合

先出願の規定に違反している場合

品種保護を受けることができる権利が共有である場合であつて、共有者出願が共同で品種保護出願をしない場合

無権利者によって出願する場合

条約に違反している場合

(2) 拒絶査定

審査官は、審査対象とする出願が拒絶理由に当たる時には、その理由を聞いてその品種保護出願に対して拒絶査定をしなければならない。ただし、拒絶査定をしようとする時には、その出願者に拒絶理由を通知して、期間を決めて意見書を提出する機会

を与えなければならない。

拒絶理由通知に対して、審査官の再考を要する意見または資料や、情報を提出しようとする時には、意見書を提出しなければならない。

提出した品種名称に対して審査官から拒絶理由通知を受けた申告人は、所定の様式により新しい品種名称を提出するとか、審査官の拒絶理由に対して法適用の間違いなどの理由で意見や証拠などを提出しようとする場合にも、所定の様式による品種名称登録拒絶理由に対する意見書を提出する。

(3) 審判請求

拒絶査定を受けた場合は、謄本送達日から30日以内に「品種保護審判委員会」に審判請求が可能である。

区別性の点から種子管理所により拒絶査定されたことに対しては、種子産業法91条に基づき「品種保護審判委員会」に不服を申し立てることができる。

*** 品種保護審判制度とは**

種子産業法では、品種保護の高度の専門性及び国民の権益保護などを考慮して、一般争訟手続きと同じく三審制度を運営しながらも、専門性を備えた審判委員によって迅速で公正な審判が成り立つようにしている。

品種保護に関する審判とは、係ることを管掌する「品種保護審判委員会」を農林部に設置して、審判は3人の審判委員による合議制で行われる。

審査官の決定に不服のある者は、「品種保護審判委員会」に審判を請求することができる。

審判の種類は、補正却下に対する審判、拒絶査定に対する審判、品種保護事情に対する無効審判などがある。

「品種保護審判委員会」で確定された審決に対して不服のある者は、それに対して不服を申し立てることができる。品種保護出願の審決に係る審判請求または再審請求書の補正却下決定に対する訴えは特許法院の専属管轄にしており、特許法院に対する訴えは、審決または決定の謄本の送達を受けた日から30日以内に申し立てなければならない。特許法院の判決に対しては最高裁判所に上告することができる。

(4) 実情

登録の拒絶について Syngenta Korea 社の品種登録申請が、区別性の点から種子管理所により拒絶査定されたことに対し、同社が種子産業法91条に基づき「品種保護審判委員会」に不服を申し立て、拒絶査定を覆したという。

Seminis Korea 社は2005年に5件登録申請して4件パス、1件は拒絶査定を受けた。拒絶された場合には、60日以内に再申請の途があるが、今回は自信がなかったので断念した。

12 出願公告及び臨時保護（仮保護）

(1) 出願公告制度の意義

出願公告とは、審査官が品種保護出願を審査した結果、拒絶理由を見付けることが

できなかった場合に、その出願内容を一般人に知らせて品種を保護することを予告する制度である。品種保護公報を通じて実施し、これと並行してインターネットを通じて種子管理所Home page(<http://www.seed.go.kr>)に載せて公開もしている。

品種保護査定前に出願公告を先行させる理由は、審査官が品種保護出願の新規性及び区別性などの判断に対して完璧を期するには事実上限界があることを認めて、出願内容を公表することで公衆特に関連業界の専門家たちに審査に参加する機会を提供することにより、審査の公正性を期して、品種保護後に発生する品種保護紛争を最小化することにある。

審査の不十分な点を補うための制度としては、出願公告後に行う審査官の職権による拒絶査定と品種保護の無効審判請求制度があるが、それよりは品種保護査定前に公衆審査に送る出願公告制度が一番合理的な制度だと言える。

出願公告がされた日から60日間、品種保護出願書類及びその添付資料に対する一般人の閲覧が可能であり、出願公告がある時には、誰でも出願公告日から60日以内に異議を申し立てることができる。

韓国では、申請受付後1～2ヶ月で出願公告している。

(2) 臨時保護(仮保護)について

出願公告がされた時には、その品種は出願公告日から品種保護権の効力が発生したとみなす。

その結果、品種保護出願者は、出願公告日から、業として品種保護出願された品種に対して実施する権利を独占する。ここで「実施」とは、保護品種の種子を増殖・生産・調製・譲渡・貸与・輸出または輸入したり譲渡または貸与の請約(譲渡または貸与のための展示を含む)をする行為を言う。

同時に、臨時保護権者の権利を侵害した者または侵害する恐れのある者に対して、その侵害の禁止または予防を請求することができる「権利侵害に対する禁止請求権」、故意または過失で臨時保護権者の権利を侵害した者に対する「損害賠償請求権」、故意または過失によって他人の臨時保護権を侵害することで仕事上の信用を落とした者に対して損害賠償に代えてするもしくは損害賠償と一緒に臨時保護権者の仕事上の信用回復のために請求する「信用回復請求権」など、民事的請求権並びに刑事的責任追求をすることができる。

今回の訪問調査において、「仮保護については、出願公開前に播種・植栽した植物からの収穫物を販売しても侵害にはならないが、出願公開以降に播種・植栽したものは侵害となる。(13条2-3)(但し、まだ、一審の段階なので確定ではない。)」との情報に接した。

13 出願から登録までの実情

(1) 出願数と登録数

STAFFで作表

(2) 要する期間

品種登録時のおおよその審査期間は、栄養繁殖植物は1年半、他は2年である。

申請受付の際には、受付後1~2ヶ月で出願公表している。

(3) 出願・審査・登録料

出願料(3万ウォン)

書類審査料(5万ウォン)、出願公告料(3万ウォン)、栽培審査料(20万ウォン/作)

登録料 1~5年(2~7万ウォン/年) 21~25年(15.1万~50.6万ウォン/年)

計 (初年度登録までの合計) 53万~58万ウォン(5.3万~5.8万円)

(注) 1ウォン0.1円、栽培2作の場合

(4) 各社の現状(事例として)

TAKO社の営業品種について

- ・バラ 220品種 出願中 35品種
- ・菊 115品種
- ・ガーベラ 0品種 出願準備中5品種

Seminis Korea社

会社の概要としては、社員約290人、支社8カ所である。

取扱いは野菜。すべて自社品種である。

今までの全登録品種は、1998年種子産業法スタート時にキュウリ第1号を皮切りに計19件(トウガラシ5、ハクサイ4、レタス1、ニンジン1、スイカ1、キュウリ3、カボチャ1、ダイコン2、トマト1)。すべてSeminisが育成したもの。現在、何れも販売中である。

野菜登録品種の数では韓国3位(1位:農友バイオ、2位:シンジェンタ・コリア)、売り上げでは韓国1位(2位:農友バイオ、3位:タキイ・コリア)。

日本では、Seminis Japanが、同社の種苗を販売している。

種子産業法に基づくPVP品種登録の他に、販売目的だけの登録制度があり、本年度は25件を登録(PVP品種は今年4件登録)。PVP登録には時間がかかるため、この方式をとっている。

Nongwoo Bio Co., LTD(農友バイオ)

[京畿道水原市靈通区梅灘2洞1197-4]

会社の概要としては、社員約270名、農場5カ所、全国8道に支店を有する。

取扱いは野菜。品種の登録数は韓国で1位。売り上げでは2位である。

登録品種は31件(ダイコン12、ハクサイ6、マクワウリ2、キュウリ4、カボチャ1、トウガラシ2、レタス2、スイカ2)。33件の登録申請を行ったが拒絶査定1件(レタス)、取り下げ1件(キュウリ)で、31件がパスした。なお、審査中が23件ある。

売り上げの多いものは、1位ダイコン、2位トウガラシ、3位スイカである。

第3 品種保護権の効力

1 品種保護権

第57条(品種保護権の効力)

品種保護権者は、業としてその保護品種を実施する権利を独占する。ただし、その品種保護権に関して専用実施権を設定したときには、第 62 条第 2 項の規定によって、専用実施権者がその保護品種を実施する権利を独占する範囲の中ではその限りでない。

品種保護権者は、第 1 項に規定された権利の外に、業としてその保護品種の種子の収穫物及びその収穫物から直接製造された産物に対しても実施する権利を独占する。ただし、その 収穫物に関して正当な権原がないことが分からない者が直接製造した産物に対してはその限りではない。 <改正 1999.1.21>

第 1 項及び第 2 項の規定による品種保護権の効力は、次の各号の 1 に該当する品種にも適用される。 <改正 2001.1.26>

1. 保護品種(基本的に由来する品種ではない保護品種に限る)から基本的に由来する品種

2. 保護品種と第 14 条の規定によって明確に区別されない品種

3. 保護品種を繰り返して使わなければ種子生産が不可能な品種

原品種または既存の由来品種に由来して、原品種の遺伝子型またはその組合によって発現される主要特性を保有している品種として原品種と明確に区別はされるが特定の育種方法による特定の特性だけの差異を除き当該品種の主要特性が原品種のような品種は、これを 由来する品種とみなす。 <改正 1999.1.21, 2001.1.26>

第 169 条 (侵害罪等)

次の各号の 1 に該当する者は5年以下の懲役または 3 千万ウォン以下の罰金に処する。 <改正 2003.12.11>

1. 品種保護権または 専用実施権を侵害した者

2. 第 34 条の 2 第 1 項の規定による権利を侵害した者。 ただし、品種保護権の設定登録をした場合に限る。

3. 詐欺その他不正な方法で品種保護査定または審決を受けた者

第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による罪は告訴があると論ずる。

<改正 2003.12.11>

品種保護権者は業としてその保護品種を実施する権利を独占する。また、保護品種種子の収穫物から直接製造された産物に対しても実施する権利を独占する。ただし、収穫物に関して正当な権限の有無が分からない者が直接製造した産物に対しては例外を認めているのが、これは善良な業者を保護するためである。

品種保護権、専用実施権または臨時保護の権利を侵害した者は、5年以下の懲役または3千万ウォン以下の罰金に処する。ただし、臨時保護権の場合はその後に品種保護権の設定登録をした場合に限る。さらに、いずれの場合も親告罪であるので、侵害を受けた者が加害者に関して処罰を求める場合には、その旨警察署または検察庁に対して告訴しなければならない。

2 品種保護権の存続期間及び登録料

品種保護権が設定登録されれば、この時点から、品種に対して独占的な権利が発生するようになる。

保護権者は、保護期間の間、毎年、品種保護料を納めなければならない。

品種保護権の存続期間というのは、品種保護権者が保護品種を独占的に実施することができる期間を言う。

種子産業法では、品種保護権の存続期間を品種保護権の設定登録した日から20年であり、永年生作物である果樹及び林木の場合にだけ例外的に25年である。

よって、品種保護権の存続期間が経過した後は、その品種保護権は消滅し、誰でもあっても保護品種を自由に利用したり実施することができる。

ただし、品種保護権の効力制限の箇所述べたとおり、存続期間の起算点に関しては、種子産業法 13 条の 2 第 2 項において、特別の定めがあり、例えば品種保護対象作物として指定された時点において既知の品種の場合、これから 1 年以内に出願して登録された品種保護権に関しては、既知となった時点を起算点とする。

3 品種保護権が及ぶ行為

(1) 「実施」の概念

第 2 条 (定義)

この法で使用する用語の定義は次の通り。 <改正 1999.1.21, 2001.1.26>

9. "実施"とは、保護品種の種子を増殖・生産・調製・譲渡・貸与・輸出または輸入したり譲渡または貸与の請約(譲渡または貸与のための展示を含む。以下同じ)をする行為をいう。

業として保護品種の種子を「実施」するとは、増殖・生産・調製・譲渡・貸与・輸出または輸入したり譲渡や貸与の請約をする行為を指す。品種保護権者はこれらの権利を独占する。

(2) 収穫物の利用に対する権利行使

保護品種種子の収穫物から直接製造された産物に対しても実施する権利を独占する。ただし、収穫物に関して正当な権限の有無が分からない者が直接製造した産物に対しては例外を認めているが、これは善良な業者を保護するためである。

4 品種保護権が及ぶ品種の範囲

品種保護権の効力は、以下のものに及ぶ。

- (1) 保護品種そのもの
- (2) 保護品種の収穫物及び収穫物から直接製造されたもの
- (3) 保護品種から基本的に由来する品種(基本由来品種)

原品種または既存の由来品種に由来し、原品種の遺伝子型またはその組み合わせによって発現される主要特性を保有している品種で、原品種と明確に区別され、特定な特性を導入するための目的で特定育種方法を利用したが、その特性を除外しては、主要特性が原品種と同じ基本由来品種。

例:DNA による形質転換や核置換のような特殊育種方法を用いて一つの特

定形質だけを異にしたときには当該品種も保護品種の効力が及ぶ。

(4) 保護品種と特性により明確に区別されない品種

(5) 保護品種を反復使用することによってのみ種子生産が可能な品種

保護品種が両親として利用される場合には保護品種の効力が一代雑種に及ぶ。

(種子産業法第 57 条第 3 項の “ 保護品種を反復して使用しなければ種子生産が不可能な品種 ” に該当する)

問題点としては、両親系統を反復的に種子生産に活用せず栄養繁殖方法を通して増殖するような場合に、これに対する保護措置がない。(日本においては保護される。)

5 名称使用義務等

(1) 趣旨

第 89 条 (品種保護の表示)

品種保護権者・専用実施権者または通常実施権者は、当該品種が保護品種であると表示することができる。

第 108 条 (品種名称)

次の各号の品種は、1 個の固有の品種名称を持たなければならない。

1. 第 26 条第 1 項の規定によって品種保護を受けるために出願する品種

大韓民国または外国に品種名称が登録されていたり品種名称登録出願になっている場合には、その品種名称を使わなければならない。ただし、その品種名称が公共秩序または善良な風俗を乱れるようにする恐れがある場合には、その限りではない。

日本とほぼ同様である。

(2) 名称の表示方法及び留意点

具体的には、品種代理人と相談されたい。

第 4 品種保護権の効力の例外

1 品種保護権の効力が及ばない範囲とは

第 58 条 (品種保護権の効力が及ばない範囲)

次の各号の 1 に該当する場合には、第 57 条の規定による品種保護権の効力が及ばない。

1. 営利の外目的に自家消費をするための保護品種の実施

2. 実験または研究をするための保護品種の実施

3. 他の品種を育成するための保護品種の実施

農民が自家生産を目的に自家採種をするときには、農林部長官は当該品種に対する品種保護権を制限できる。 <改正 1996.8.8>

第 2 項の規定による制限範囲・手続・方法等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

品種保護権者は、業としてその保護品種を実施する権利を独占しているが、次の場合には品種保護権者の許諾なしにその保護品種を実施することができる。

- 1、菜園から趣味生活で野菜を栽培するなど、営利外の目的の者が消費をするための保護品種の実施
- 2、実験又は研究目的の品種利用
- 3、農家の自己増殖
- 4、品種保護権の効力の制限 実体的範囲
- 5、権利の消尽

2、品種保護権の効力の例外事項について

(1) 菜園から趣味生活で野菜を栽培するなど、営利外の目的の者が消費をするための保護品種の実施

この場合にも、自家消費以外に、余分な生産量を販売する時には、品種保護権者の許諾を得なければならない。

(2) 実験又は研究目的の品種の利用

他の品種を育成するための保護品種の実施がこれに当たる。

保護品種を育種材料で自由に利用することであるが、保護品種を繰り返して利用して種子生産が可能な品種を育成する行為は、品種保護権者の許諾を受けなければならない。

(3) 農業者の自家増殖

1) 定義・趣旨

法律は施行令35条のみである。

施行令第35条(農民の自家採種)

法第58条第3項の規定によって農民が自家生産を目的に自家採種する時に品種保護権を制限する場合の範囲は、その農民が耕作している圃場に植えることができる最大種子量とする。

種子産業法は、品種保護権と農民の権利の調和を趣旨としている。現在、品種保護権者側から農家の自己増殖権を制限して欲しい旨の要望があり、この件に関する調査報告書を「Seed Science & Industry」(2005年7月1日号)に“ How to do Farmers Production ”として掲載している。

現在、改正を視野に入れて検討中であるが、その時期については未定である。制限するか否かもは未定であり、より明確化したいと考えている。世界的にも制限のあり様は多様である。韓国には韓国の事情がある。

調査団は以上の説明を当局から受けた。

2) 自家増殖を制限する契約

農家に対しては、その効力は、種子産業法 58 条第 2 項により、無効とされる。したがって、栽培業者との契約は有効である。問題は、種子産業法第 58 条第 2 項にいう、「農家」の定義次第であり、現にそのことを裁判所で決着すべく訴訟を予定している業者がある模様である。

(4) 品種保護権の効力制限 実体的範囲

法の規定による通常実施権

- 先使用権による通常実施権(第 13 条の 2 4 項、有償)
- 先使用権による通常実施権 (第 65 条)
- 無効審判請求登録前の実施による通常実施権(第 66 条)
- 質権行使による品種保護権の移転による通常実施権(第 67 条)
- 通常実施権設定による裁定(種子法第 68 条)-強制実施権

(5) 権利の消尽

1) 定義・趣旨

第 59 条 (品種保護権の効力制限)

品種保護権・専用実施権または通常実施権を持った者によって国内で販売または流通された保護品種の種子、その収穫物及びその収穫物から直接製造された産物に対しては、次の各号の 1 に当たる行為を除き、第 57 条の規定による品種保護権の効力が及ばない。

1. 販売または流通された保護品種の種子、その収穫物及びその収穫物から直接製造された産物を利用して保護品種の種子を増殖する行為
2. 増殖を目的に保護品種の種子、その収穫物及びその収穫物から直接製造された産物を輸出する行為

品種保護権・専用実施権または通常実施権を有する者によって国内で販売又は流通された保護品種の種子、その収穫物及びその収穫物から直接製造された産物に対しては、品種保護権の効力が及ばない。

2) 権利が消尽しない場合

ただし、これらを用いて保護品種の種子を増殖する行為及び増殖を目的に保護品種の種子、その収穫物及びその収穫物から直接製造された産物を輸出する行為には、品種保護権の効力が及ぶことになる。

第 5 利用権設定についての留意事項

1 専用実施権

第 62 条 (専用実施権)

品種保護権者は、その品種保護権について専用実施権を設定することができる。

前項の規定によって専用実施権の設定を受けた専用実施権者は設定行為で

定めた範囲内において、業としてその保護品種を実施する権利を専有する。専用実施権、品種の実施の事業とともに移転する場合、または相続その他一般承継の場合を除いては、品種保護権者の承諾を得た場合に限り、専用実施権を移転することができる。

専用実施権者は、品種保護権者の承諾を得た場合に限り、その専用実施権について質権を設定し、または他人に通常実施権を許諾することができる。専用実施権に関しては第 61 条第 2 項の規定を準用する。

2 品種保護権および専用実施権登録の効力

第 63 条 (品種保護権及び専用実施権登録の効力)

次に掲げる各号の事項は、第 53 条の規定による品種保護原簿にこれを登録しなければ、その効力を生じない。

2. 専用実施権の設定、移転(相続その他一般承継によるものを除く)、変更、消滅または処分の制限

3 通常実施権

第 64 条 (通常実施権)

品種保護権者は、その品種保護権について通常実施権を許諾することができる。

前項によって通常実施権の設定を受けた通常実施権者は、この法律の規定によりまたは設定行為で定めた範囲内において、業としてその保護品種に対して実施できる権利を有する。

第 68 条 (通常実施権設定の裁定) の規定による通常実施権は、実施事業とともに移転する場合に限り、移転することができる。

第 3 項以外の通常実施権は、実施事業とともに移転する場合を除き、品種保護権者(専用実施権についての通常実施権にあっては、品種保護権者及び専用実施権者)の承諾を得た場合に限り、移転することができる。

第 3 項以外の通常実施権は、品種保護権者(専用実施権についての通常実施権にあっては、品種保護権者及び専用実施権者)の承諾を得た場合に限り、その通常実施権について質権を設定することができる。

第 61 条第 2 項の規定は、通常実施権に準用する。

ほぼ、日本の場合と同様である。

第 6 権利侵害への対応

1 民事的救済

(1) 総説

韓国は、書類の提出 (種苗法第 36 条) に関する規定が存在しない外は、日本の場合とほぼ同様な民事的救済を、種子産業法で定めている。

すなわち、品種保護権者の権利を侵害した者または侵害する恐れのある者に対してその侵害の禁止または予防を請求することができる権利侵害に対する禁止請

求権、故意または過失で臨時保護権者の権利を侵害した者に対する損害賠償請求権、故意または過失によって他人の品種保護権を侵害することで仕事上の信用を落とした者に対して損害賠償に代えてまたは損害賠償と一緒に品種保護権者の仕事上の信用回復のために請求する信用回復請求権などの民事的請求権を行使することができる。

(2) 差止請求

第 84 条 (権利侵害に対する禁止請求権)

品種保護権者または専用実施権者は、自己の権利を侵害する者または侵害する恐れがある者に対して、その侵害の停止または予防を請求することができる。品種保護権者または専用実施権者が、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した品物の廃棄、侵害行為に提供された設備の除去、その他侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

(3) 損害賠償

第 86 条 (損害賠償請求権)

品種保護権者または専用実施権者は、故意または過失によって自己の権利を侵害した者に対して損害賠償を請求することができる。

前項の規定による損害賠償の請求に関しては、特許法第 128 条及び第 132 条の規定を準用する。

(4) 信頼回復請求

第 88 条 (品種保護権者等の信用回復)

故意または過失により品種保護権または専用実施権を侵害することにより品種保護権者または専用実施権者の業務上の信用を害した者に対しては、法院は、品種保護権者または専用実施権者の請求により、損害の賠償に代え、または損害の賠償とともに、品種保護権者または専用実施権者の業務上の信用を回復するのに必要な措置を命じることができる。

2 刑事的処罰

韓国は、日本の場合とほぼ同様な刑事的処罰を種子産業法で定めているが、臨時保護権（仮保護）に関しても、侵害罪の適用を認めている点と侵害罪は親告罪（告訴がない限り捜査を開始したり、起訴したりしない）であるとした点が、日本と異なる。

(1) 品種保護権または専用実施権並びに臨時保護の権利を侵害した場合

第 169 条 (侵害罪)

次の各号の 1 に該当する者は 5 年以下の懲役または 3 千万ウォン以下の罰金に処する。 <改正 2003.12.11>

1. 品種保護権または専用実施権を侵害した者
2. 第 34 条の 2 第 1 項の規定による権利を侵害した者。ただし、当該品種保護権設定登録をした場合に限る。

第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による罪は告訴があつてこれを論ずる。

品種保護権、専用実施権または臨時保護の権利を侵害した者は、5年以内の懲役または3千万ウォン以下の罰金に処する。侵害罪は、親告罪として、品種保護権者などから品種保護権侵害を理由で告訴があると侵害者を処罰することができる。このような告訴は、犯人を知るようになった日から6ヶ月以内に行なわなければならない(刑事訴訟法第230条)。判決宣告の前まで、これを取下げることができる。

(2) 両罰規定

第 174 条 (両罰規定)

法人の代表者や法人または個人の代理人、使用人その他従事員がその法人または個人の業務に関して第 169 条第 1 項・第 171 条または第 173 条の違反行為の一つをなしたときには、行為者を罰する外に、その法人または個人に対しても各該当条の罰金刑を科する。

(3) 没収等

第 175 条 (没収等)

法院は、第 169 条第 1 項第 1 号または第 2 号に該当する行為を組成した種苗もしくは収穫物を没収し、被害者の請求によって、それらを被害者に交付することを宣告することができる。

被害者は、前項の規定による物の交付を受けた場合には、その物の価額を超過する損害の額に限り、賠償を請求することができる。

3 権利侵害対応手続

(1) 韓国における権利侵害対応事例のあらまし

1) コルデス社の場合

調査団は、特許事務所から過去の著名な権利侵害対応事例について、以下の情報を得た。

[韓国におけるバラ戦争の概要]

コルデス社との紛争の類型及び当事者

- A コルデス社が、農水産物流通公社に対して、商標権侵害禁止及び損害賠償請求訴訟を提起。
 - B 韓国花卉協会が、商標権無効確認請求訴訟を、コルデス社に提起。
 - C コルデス社が、個別バラ栽培農民に対し、品種保護権侵害仮処分を提起。
- A B はすでに終了し、現在 C が係属中。

コルデス社の韓国における知的財産権出願及び取得現況

- . 商標 コルデス社は、種子産業法制定以前の 1995 年から 98 年までに、自社のバラ品種それぞれに対し商標を定め約 23 件の商標登録を得た。
- . 植物特許 1996 年から 97 年まで 25 件(現在まで 27 件)の植物特許出願をし、そのうち 1 件のみ登録され、7 件は拒絶され、残り 19 件は取り下げた。
- . 品種保護 2001 年 7 月 1 日に韓国でバラが品種保護対象品種に指定された時に合わせて、バラ品種 37 件を品種保護出願した。

バラ戦争の開始

- . 1998年当時の新聞記事によると、国内のバラ栽培農家579haで栽培する8000万本のうち、75%に当たる6000万本がコルデス社の品種であったそうである。
- . 1998年2月25日韓国の代理人であるコロ社を通じて、韓国のバラ栽培及び販売業者に商標権侵害中止を要請する警告状を発送することにより、いわゆるバラ戦争は始まった。その後、コルデス社と韓国のバラ栽培及び販売業者間の紛争は、商標権侵害禁止及び損害賠償請求訴訟、商標登録無効、品種保護権侵害仮処分など、複雑に進行する。

バラ戦争の展開

. 商標権侵害禁止

これに対し韓国側は商標権のある“Red Sandra”を使用せず、“情熱”という韓国語に変えて使用することで対応する。(1998年5月)

. 損害賠償請求

コルデス社は、韓国の代理人であるコロ社を通じて1999年、“Red Sandra”等登録商標を許諾なく使用した行為に関して、農水産物流通公社を被告として1億400万ウォンの損害賠償請求訴訟を提起。

1 審：コロ社一部勝訴。

2 審：コロ社の控訴を一部受け入れる(2001.12.19. 2000 ナ 42078)
損害賠償額 49,644,740 ウォン。

“Red Sandra”などの商標が普通名称化されたという農水産物流通公社の主張を退ける。

3 審：2 審判決を破棄差し戻し(2003.01.24. 2002 ダ 6876)
コロ社敗訴。

“Red Sandra”などの普通名称化判断時点を、損害賠償請求訴訟事実審弁論終結時と見て、再審査することを命じる。

差戻審：コロ社一部勝訴(2004.3)

事実上敗訴、損害賠償額 229 万ウォン

損害賠償請求の根拠となった商標 10 件のうち、“Red Sandra”など主要商標に対する普通名称化を認定。

品種保護権に基づく侵害禁止請求

コルデス社の品種保護出願が2002年6月に公開されることによって、コルデス社はコロ社を通じて一般のバラ栽培農家に対する法的追及を始める。

これまで数回にわたって一般農民を相手に警告状を送り、品種保護権侵害仮処分を法院に申請したがすべて棄却された。

棄却理由は、種子産業法第13条の2第3項である。

2) 最近の事例

Seminis 社

権利侵害と認識している具体的なケースは一応ないが、他社ではあると聞いている。法律はあるが見つめるのは難しいというのが実態。Seminis 社としては特

段の調査はしていないが、多分、当社でも侵害されているものがあるのではないかと考えている。(品種保護意識や対応振りは、花卉と野菜では、かなり異なり、花卉の方が厳しい対応をしていると思われる。)

農友バイオ社

権利侵害について、契約外の会社が、農友バイオの品種を勝手に小袋売りしているケースは承知しているが、PVP 登録品種についてはない。実際は、これについても侵害があるのではないかと考えているが、捜せないのが実態である。

訴訟になるまで公的機関による品種鑑別は行われませんが、事前にやって欲しいと考えている。

当局の考え方

品種のDNA鑑定やDNAマーカーに高い関心を持っている。無断栽培に対し、DNA鑑定で事実確認し、裁判所で証拠として取り上げてもらうことを将来あるべき姿として考えている。

権利侵害数の把握については、今のところ、係争事例としてはいくつか承知しているが、全体をデータとして把握するシステムがない。

権利侵害情報については、プライベートなルートで個別事例として企業から聞き取ることは出来るが、オフィシャルなルートからの入手は困難である。個別の侵害事件対応は、地方での裁判で始まるため、一括して把握することは無理と考えている。

日本の品種保護Gメン制度や植物品種保護戦略フォーラムの仕組みに注目している。

(2) 韓国における刑事告訴のあらまし

調査団は、以下の情報を入手した。

1) Semi LITE 社の場合

ここ3年間で、刑事裁判に至ったもの24件であり、内1件は敗訴している。

1件につき3～4回の出廷が必要。現在も、数件継続中である。

手順は、見つけたら、[止めろと伝える] [内容証明付き警告書を郵送] [検察に告訴] [刑事裁判で勝った場合、相手から契約申し込みがあっても断固拒否し、裁判所からの命令で侵害物を処分させる]、負けた場合、(種子産業法施行前から栽培していたという弁明を覆せなかったもの)状況により上告する。

侵害者の大半は、警告書が届いた段階で契約を結ぼうとするので、交渉して締結する。更に、起訴状が届いた段階で、驚いて、契約を持ちかけてくる者も多いが、これはすべて拒否し、刑事裁判で決着をつける。

刑事裁判まで至らない侵害件数は、数え切れないほどある。

傾向としては、かつての、「何故、品種にロイヤリティを払わなければならないのだ」という感覚が、2002～3年頃から変わり始めた感じがする。この時期がターニングポイントであったと思う。

2005年時点でも、違法を承知で栽培している人々もいるが、侵害件数は減少してきている。

侵害に対する対応には4つのパターンがある。(A.発見不可能。B.契約して合法化。C.栽培中止。D.起訴)

2) TAKO 社の場合

刑事裁判は20件あり、内4件は敗訴(「種子産業法施行以前からやっていた」という弁明を覆せなかった)。

手順は、[情報キャッチ] [市場などで調査(箱に記載の品種・栽培者・栽培地等)] [相手を特定] [レター・Eメールで警告] [ここで相手が降りれば決着] [降りなければ警察又は検察に行く] [警官の前で違法性を提示] [警官が侵害者を尋問] [警察の判断により検察へ] [刑事裁判] [判決]。勝っても罰金の額は少ないが、事件としてオープンになり、報道されるので、抑制効果は大きい。侵害者が販売段階に入っている場合は、一切妥協しない。

警告書には刑事罰と損害賠償請求に言及する。

権利侵害で民事訴訟を起こしたことはまだない。契約者に対してロイヤリティの支払請求で起こしたことはある。

ただし、刑事判決が出た後に、民事の損害請求訴訟はやらない。それをやると栽培者からの信用を損なうから。また、刑事告訴の前に損害賠償請求訴訟を起こすことはしていない。

権利侵害発見ルートについては、花卉市場、正式契約者(契約条項に通知義務を課している)、社員の巡回、他社の社員からである。農林省や地方組織はむしろ栽培者の味方の場合が多い。韓国のバラ農家は、一般的に、生産物の8割程度を相対取引に、2割程度を市場に出荷していることから、市場の段ボール箱に記載してある出荷者名と品種名を監視していれば、権利侵害者を発見できる。

バラの場合、商品としてのライフサイクルは長くない。法施行以前から栽培していると言い張るものには、植物体の若さでチェックする。

刑事告訴する理由は、種子産業法施行初期の対応が最も重要であると考えており、ここでコントロールできなければ後々影響が大きいと考えている。妥協は悪影響を生む。

韓国の花卉市場で、日本の品種のシェアが高いが、無許諾状態で広がっているものがあり、品種保護制度の定着にマイナスとなっている。日本の育成者に対しては、何とか許諾契約を結ぶ形にしてもらえないかと考えている。

3) 結論

2社とも、今が、韓国における品種保護制度が定着する大事な時期と捉え、その意味で、“ここで”権利侵害に対しては妥協しない姿勢を打ち出す必要があると考えており、その限りでは大きな成果を得ていると評価しうる。

4 仮保護期間中の対応

(1) 仮保護制度

臨時保護権利(種子産業法第34条の2、2003年12月改正、2005年3月施行)

- 品種保護出願人は出願公開日から業として当該出願品種に対して実施する権利を独占する。

第 34 条の 2 (臨時保護権利)

品種保護出願人は、出願公告日から業として品種出願保護された当該品種に対して実施する権利を独占する。

出願公告の後、当該品種保護出願が次の各号の 1 に該当するときには、第 1 項の規定による権利は、はじめから発生しないこととみなす。

1. 品種保護出願が放棄・取下されたり無効となったとき
2. 品種保護出願の拒絶査定が確定したとき

第 1 項の規定による権利をもった者が、その権利を行使した場合に品種保護出願が第 2 項各号の 1 に該当するときには、その権利の行使によって相手方に負わせた損害賠償の責任を負う。

第 1 項の規定による権利に関しては第 84 条ないし第 90 条の規定を準用する。

[改正 2003.12.11]

第 34 条の 3 (臨時保護の権利行使と訴訟手続きの中止)

法院は、第 34 条の 2 第 1 項の規定による権利の侵害に関する訴の申し立てまたは仮差押や仮処分の申し立てがある場合に、必要と認めるときには、申請によってまたは職権で、品種保護出願に関して査定または審決が確定されるまで、決定でその訴訟手続きを中止することができる。

前項の規定による申請に関してなされた決定に対しては、不服申し立てをすることができない。

法院は、第 1 項の規定による中止の事由が消滅したときその他に事情の変更があるときには、第 1 項の規定による決定を取り消すことができる。

[改正 2003.12.11]

第 6 商標・特許

1 商標権について

(1) 商標登録による品種保護

韓国でも、所管省庁は別だが、商標登録と併せて品種保護を行っている。

(2) 商標登録の無効(事例から)

コルデス社が商標権を取得していた“Red Sandra”と“kardinal”に対して、韓国花卉協会などが1998年7月28日、特許審判院に商標登録無効審判請求を提起した。

特許審判院	請求認容		
	“Red Sandra”	普通名称	
	“kardinal”	普通名称	×
特許法院	審判院の審決を破棄		
	“Red Sandra”	普通名称	×
	“kardinal”	普通名称	×

大法院 特許法院の判決を破棄、差戻し

“Red Sandra”は普通名称である(2002.11.26. 2001フ2283)

かくて、品種保護制度が導入される前に、商標権を通じて品種を保護しようとしたコルデス社の試みは成功しなかった。

2 特許について

(1) 特許による品種保護

植物品種の保護は、「種子産業法」と「特許法」の2本立てとなっているが、原状は、殆どが種子産業法によっている。その理由については、明確な回答は得られなかった。特許法で保護対象になっている植物品種は栄養繁殖植物のみとなっている。(種子産業法は植物品種全体を対象としている。)育種技術については栄養繁殖植物であるか否かに関わりなく保護対象としている。

植物特許の仕組みと運用については、特許庁担当官がまとめた「植物発明の法的保護」(ハングル)がある。

知的財産センターとしては、特許法の方が強い保護があることに照らし、今の実態がはたして発明者(育成者)にとって良いことか疑問視している。

(なお、特許法の保護対象が栄養繁殖植物に限定されていることの解釈については、関係者の間でも議論がある模様。)

(2) 植物特許の出願及び拒絶理由(事例から)

未完成発明及び記載不備に関する反復再現性が論点の中心であり、特許法院の判決要旨は次のとおりである。

未完成発明及び明細書記載に対する法規は、植物発明にも同じく適用されなければならない。

特許法第31条(植物発明特許)の規定に従って、本件変種植物は、特許の対象に該当する。同法第29条第1項本文の産業上利用可能な発明並びに第42条第3項及び第4項は、特許全般にわたって適用されるべき一般規定であり、第31条の植物にも適用されるべきであるので、本件変種植物は完成された発明でなければならない。したがって、2段階の反復再現性を満たさなければならない。

2段階の反復再現性要件

出願発明では、このような特徴を有する突然変異が起こったバラの変種植物を反復的に得られなければならない。

変種を子孫の代まで完全な形で残し伝える課程がすべて可能なものでなければならない。ところが、育種過程(無性生殖)を繰り返しても同じ変種植物を再現させる方法が明細書に記載されていない。

よって、記載不備で破棄する。

登録品種権利関係マニュアル作成委員名簿

矢花公平（矢花公平法律事務所所長・弁護士）
平木祐輔（平木国際特許事務所所長・弁理士）
GREGORY LINTON（平木国際特許事務所・オーストラリア商標弁理士）
後沢昭範（（社）STAFF・参与・事務局）

韓国品種保護制度調査団のあらまし

1．目的

今後、日本の植物品種育成者が、海外で育成者権を積極的に取得し、適切な権利行使が行えるようにするため、韓国における植物品種保護（取得・活用・保護）に係わる制度の仕組みと具体的運用、権利侵害事例や判例等について調査と情報収集を行う。

2．調査団員

矢花公平（矢花公平法律事務所所長・弁護士）
平木祐輔（平木国際特許事務所所長・弁理士）
GREGORY LINTON（平木国際特許事務所・オーストラリア商標弁理士・通訳）
後沢昭範（（社）STAFF・参与・事務局）

3．日程（平成17年10月4日（火）～8日（土））

10月4日（火）移動 羽田空港 金浦空港 ソウル
午後 農林部国立種子管理所を訪問〔京畿道安養市〕
5日（水）午前 海外花卉種苗販売代理店主要2社と懇談〔ソウル・ホテル〕
午後 花卉共販所を視察〔ソウル瑞草区〕
TAKO 社のバラ品種選定農場を視察〔忠清北道真川郡〕
6日（木）午前 YOU ME 特許法人を訪問〔ソウル港南区〕
午後 韓国知的財産リサーチセンター（KIPRC）を訪問〔ソウル港南区〕
7日（金）午前 Seminis Korea 社と面談〔ソウル・ホテル〕
午後 Nongwoo Bio 社を訪問〔京畿道水原市〕
8日（土）移動 ソウル 金浦空港 羽田空港

4．対応者

1）農林部国立種子管理所の訪問

〔京畿道安養市蔓安区安養6洞433〕

（1）面談者

Kim Eung-Bon、植物品種保護課長 * Choi Keun Jin（Dr.崔根鎮）審査官（英語）
Kim Minuk 農林部農業技術支援課副課長。

2）海外花卉種苗販売代理店2社の責任者と懇談

〔ソウル教育文化会館ホテルにて〕

(1) 面談者

TAKO Flowers & Nurseries Co., Ltd. Lee J.J.専務
Semi LITE Corporation Kim John (金貞官) 代表理事。

5) YOU ME 特許法人を訪問

〔ソウル港南区駅三洞 6 4 9 - 1 0 瑞林ビル〕

(1) 面談者

Song Manho (宋晩高) 所長、Kim Taeyerl (金泰列) 部長、Hong Byungchul (Dr. 洪) 次長、他に弁理士 3 名、職員 1 名。

6) 韓国発明普及協会 (KIPA): 知的財産リサーチセンター (KIPRC) を訪問

〔ソウル港南区駅三洞 6 4 7 - 9 〕

(1) 面談者

韓国発明普及協会 (Korea Invention Promotion Association : KIPA) の知的財産研究センター (Korea Intellectual Property Research Center : KIPRC) の Yoon Myeong-Hoo (伊明候) 所長 Yoon K ウォン on-Soon 主任研究員。

7) Seminis Korea 社と懇談

〔ソウル教育文化会館ホテルにて〕

(1) 面談者

Lee Seong Bok 事業開発部品種保護 & 請求チーム上席マネージャー、Lee Dukkyung 同部品種保護 & 技術資源主任、Oh Jaejin 農業資材部農業資材販売チーム主任。

8) Nongwoo Bio Co., LTD (農友バイオ) 本社を訪問

〔京畿道水原市靈通区梅灘 2 洞 1197-4 〕

(1) 面談者

・海外事業本部の Choi Gau-Suel 本部長、Moon Gy Sang (文貴相) 同部海外営業第 2 チーム副マネージャー、他 1 名。